

	規定	現 行 運 営 細 則	改 正 案
第1条	総則	この細則は、丸山町会会則第40条（委任）の規定に基づき、町会の運営に必要な細則を規定します。 （1）町会の活動では、この細則を守り、住みよい「まちづくり」のために民主的な運営をします。 （2）町会は、政治、宗教などの思想・信条に基づく活動や営利を目的とした活動を行うことはできません。 （3）町会は個人情報保護法が適用される団体です。別途作成する「丸山町会の個人情報取り扱い規定」に則ります。	総則を「目的」に変更する。 （3）を削除する。会則第40条（個人情報）で規定した。
第2条	目的	本会は、丸山地区で安心・安全、健康で豊かな生活ができるよう、町民の福祉向上や環境の整備、防災・防犯活動にとりくみます。	条文を削除する。会則第1条(目的)と同じ内容で重なる。
第3条	事業	本会は、会則第1条に定める目的の他、前条の目的を達成するために次の事業を行います。 （1）会員の親睦、福祉に関する事項 （2）防災、防犯、防火に関する事項 （3）文化、体育の向上に関する事項 （4）行政など諸機関との各種補助金・交付金の申請などの手続き。企業などとの折衝。	条文を削除する。会則第1条(目的)と重なる。
第4条	会員の権利	会員は、次の権利があります。 （1）本会の取得したすべての権利を平等に享受する権利 （2）本会の役員を推薦し、推薦される権利 （3）各部の委員になる権利 （4）本会の役員・委員を解任する権利	変更なし。注・会則では役員だけだが、委員も含めている。
第5条	経費	本会の経費は、会費、船橋市からの補助金・交付金、活動にともなう収入、資産から生まれる収入、寄付金、その他の収入でまかさない。	条文を削除する。会則33条で規定した。

第6条	会費	<p>会費は、1世帯、1月当たり250円とします。</p> <p>(1) 役員会は年度を限定した会費額の変更ができます。また、災害発生時の被害会員の会費を免除することもできます。いずれの場合も、直後の総会で承認を得なければなりません。</p>	<p>変更なし。注・ただし会費免除の会員名は公表しない。</p>
第7条	加入及び退会手続きと起算日、会費の返還	<p>(1) 本会に加入する会員は、町会費を添えて、当該組長に申し出てください。</p> <p>(2) 退会する会員は当該組長にお知らせください。前納している会費については、退会者の申し出により、退会翌月から6カ月以降の前納会費分は返還します。</p> <p>(3) 申し出を受けた組長は、当該班長に連絡して下さい。</p> <p>(4) 班長は、「町会員加入・退会通知書」を町会事務所に提出してください。</p> <p>(5) 会員の加入または退会の起算日は、「町会員加入・退会通知書」に記載された日とします。</p>	<p>(1) 本会に加入する会員は、「入会申込書」に記入のうえ、町会費を添えて、当該組長に申し出てください。</p> <p>(2) 退会する会員は当該組長にお知らせください。前納している会費については、退会者の申し出により、退会翌月から6カ月以降の前納会費分は返還します。</p> <p>(3) 申し出を受けた組長は、当該班長に連絡して下さい。</p> <p>(4) 班長は、「退会届」を町会事務所に提出してください</p> <p>(5) 退会日は班長が作成する「退会届」の日付とします。</p>
第8条	総会の構成	<p>(1) 総会は、全ての会員に出席する権利、表決権があります。</p> <p>(2) 総会は役員、班長、出席を希望する会員で行います。</p> <p>(3) 出席できない会員は、あらかじめ通知された議事について、「書面表決」をお願いします。</p> <p>(4) 「書面表決」した会員は、総会に出席し表決権を行使したものとします。</p>	<p>変更なし。</p>

第9条	総会付議事項	<p>(1) 定期総会には、会則第 21 条第 2 項に定める事項の他、次の事項を付議し決議します。</p> <p>① 事業報告及び決算の承認 ② 事業計画及び予算の承認 ③ 会則第 9 条及び細則第 12 条に定める役員の承認 ④ 会費の額の変更 ⑤ その他、重要事項の審議。</p> <p>(2) 但し、事業計画及び予算は、会則第 33 条の規定に基づきますが、予算決定時に想定してない事態が発生した場合は役員会と会長の決定で、新たな事業計画をつくり、予算を支出する事が出来ます。その場合は、直後の総会で報告し承認を得なければなりません。</p> <p>(3) 総会においては、あらかじめ議事として会員に通知した事項以外は提案できず、議決も行われません。</p> <p>(4) 総会の運営は別途定める「総会運営規定」に則ります。</p>	<p>(2)の会則第33条は34条に変更 (3)は会則第20条で規定したので削除。したがって(4)は(3)なる。</p>
第10条	会長、会計、監事の選出	<p>(1) 役員会は、総会で承認を求める役員のうち会長、会計、監事の選出のため、役員会のもとに選考委員会を作ります。</p> <p>(2) 会長、会計、監事の候補者は、丁目別に行う役員・班長会議による自薦・他薦、役員会の推薦を受けて候補者になります。</p>	<p>(1) 役員会は、総会で承認を求める役員のうち会長、会計、監事の選出のため、役員会のもとに役員選考委員会を作ります。</p> <p>(2) 会長、会計、監事の候補者は、丁目別に行う役員・班長会議による自薦・他薦、役員会の推薦を受けて候補者になります。</p>
第11条	選考委員会の設立と任務	<p>(1) 選考委員は、丁目別に行う班長・役員合同会議で、各丁目 3 名選出します。</p> <p>(2) 選考委員会は、第 12 条で定める「選考基準」にもとづいて、候補者一人ひとりについて 審査し、審査結果を役員会に報告し役割を終わります。</p> <p>(3) 選考委員会の運営は別途定めるマニュアルに則ります。</p>	<p>(1) 役員選考委員は、丁目別に行う班長・役員合同会議で、各丁目 3 名選出します。</p> <p>(2) 役員選考委員会は、第 12 条で定める「役員選考基準」にもとづいて、候補者一人ひとりについて 審査し、審査結果を役員会に報告し役割を終わります。</p> <p>(3) 役員選考委員会の運営は別途定めるマニュアルに則ります。</p>
第12条	役員選考基準	<p>(1) 町会員である事の確認。</p> <p>(2) 他薦の場合は被推薦者の了解の有無。</p> <p>(3) 本町会の役員として、ふさわしくない行為があると認められる会員は候補者になれません。</p> <p>(4) 選考基準は、総会で承認をえる全役員に適用されます。</p>	<p>変更なし。</p>

第13条	副会長の決定	副会長は、丁目別に行う役員・班長会議で決定し、総会の承認を得ます。	「役員・班長会議で決定し」を「役員・班長会議で選出し、役員会への報告・了承を得て会長が総会に申請し承認をえます。」に変更。
第14条	副会長の任務・役割	副会長は、会則に規定する役割のほか、次の任務を行います。 (1) 会長が丸山町会の代表として出席を求められる会議・集まりなどに、会長の指示により会長代理として出席します。 (2) 会長が招集する、丁目別の役員・班長会議、班長会議の運営に責任を持ちます。 (3) 各丁目で独自に行う班長会議が必要な場合、会議の目的を明確にして会長の承認を得て開くことができます。その会議内容を役員会に報告します。	変更なし。
第15条	その他の役員の選出	(1) その他の役員は、丁目別に行う役員・班長会議の推薦、会員からの自薦・他薦、役員会の推薦をうけて役員会で決定し、総会の承認をえます。 (2) 他薦する場合は、他薦される会員の了解を得てください。 (3) 役員の推薦は、役員選考委員会宛の「役員推薦届け」に必要事項を記載し、町会事務所に提出してください。	(1)の「役員会の推薦をうけて役員会で決定し」を「各部からの推薦をうけて役員会で確認し」に変更。
第16条	役員の責務	(1) 役員は、会則・運営細則の規定を守り、総会の決議にもとづいて町会の運営及び各事業の推進に当たります。 (2) 町会役員の名称は町会の運営、事業以外には使用できません。	変更なし。
第17条	役員の任期	(1) 役員の任期は原則2年とします。再任は妨げません。 (2) 団地、マンションなど、規約で役員の交代制を決めている場合は、その規約が優先します。 (3) 後任役員の任期は、前任者の残任期間とします。	(1)(3)は会則第12条で規定しているので削除し、(2)のみ生かす。それにもない「役員の任期」ではなく「役員の交代」とする。
第18条	委員の任命	(1) 委員は各部に所属し、部会に出席し、町会行事・事業を役員と共にを行います。 (2) 各部は事業を進めるため、委員を置くことができます。 (3) 委員は、各部が役員会に申請し、役員会で審議して任命します。任期は1年とします。 (4) 委員の審議についても、第12条の選考基準を準用します。	(3)「役員会で審議して任命します」を「役員会で審議して会長が任命します」に変更。

第19条	役員会と補助会議	<p>(1)役員会は、総会につぐ議決機関として、町会運営の基本となる会議です。毎月一回開き、町会の運営に必要な事項の決定を行い、町会の運営状況を報告します。役員会の決定事項は、総会に報告します。</p> <p>(2)会長は、役員会に議題として提案・議決をえるために、三役会議、三役・部長会議、部長会議、役員・班長会議などの補助会議を随時行います。</p> <p>(3)会長は、大きな行事や特別な行事・事業を行う場合、担当するための組織をつくり、役員会の承認を得ます。任務が終了したら、役員会に報告して任務を終了します。</p> <p>(4)役員会の運営は別途定める「役員会運営規定」に則ります。</p>	変更なし。
第20条	専門家の助言・指導	町会の運営、事業を正確に迅速、円滑に進めるため、弁護士・税理士・社会保険労務士など、専門家の助言・指導を受けることができます。	変更なし。
第21条	会議の議長	<p>(1)各会議は、出席者より議長を選出します。</p> <p>(2)役員会の議長は、会長または会長が指名した役員が担当します。</p>	変更なし。
第22条	部と役員の配置	<p>(1)本会は、会則第1条及び細則第3条に定める事業を行うため、総務部、広報部、防災防犯部、文化体育部、環境部、福祉部、婦人部を設置します。</p> <p>(2)部の新設、廃止、合併は、会則変更までは細則の規定を優先し、役員会で決定し、総会に報告します。次回の総会で、会則の変更を行います。</p> <p>(3)会則第9条の規約にかかわらず、「その他の役員」の総数は、各丁目の事情により若干名の増減は、役員会の承認を得て行います。</p>	一部変更。(1)の「細則第3条に定める」を削除し、「事業」を「目的」に変更する。部名に「チームマルサイト」を加える。(2)(3)項は削除する。
第23条	各部の任務	<p>(1)総務部は、会議、文書事務及び組織強化に努めると共に他の部に属さない事業を担当します。</p> <p>(2)広報部は、町会員に対する広報事業を担当します。</p> <p>(3)防災防犯部は、町会員に対する防災、防火、防犯に関する事業を行います。細則第31条の「防災部会」、「防犯部会」を担当します。</p> <p>(4)文化体育部は、町会員に対する文化・体育事業を担当します。</p> <p>(5)環境部は、町内の環境改善事業を担当します。</p> <p>(6)福祉部は、町会員の福祉関係の事業を担当します。</p> <p>(7)婦人部は、婦人の事業を担当します。</p>	<p>(3) 防災防犯部の内容について、「細則第31条の」を削除し、活動内容は別に定める丸山町会防災防犯に関する運営規定に則ります。を追加する。</p> <p>(8) チームマルサイトは、町会のホームページ作成・管理を担当します」を追加する。</p>

第24条	部会	<p>(1) 部会は部員、委員をもって構成します。 (2) 部会の内容で、必要な事項は役員会に報告します。 (3) 役員会の承認が必要な事項は、事前に役員会の承認をえなければ実行できません。</p>	<p>(3) は内容を「総会で承認をえた以外の新たな事項は役員会の承認を得なければなりません。」に変更。</p>
第25条	班と組の設置	<p>本会は、各丁目単位に班を設け、班の実態に応じて組を設けます。</p>	<p>(1) 本会は、各丁目単位に班・組を設けて活動します。 (2) 班・組の編成は、班・組の要望に応じて変更できます。変更する場合は、別に定める「班・組運営規定」に則ります。</p>
第26条	班長会議	<p>(1) 班長会議は、町会の運営や事業を相談する ① 町会全体の班長会議 ② 各丁目別に行う班長会議の2種類です。 (2) 会議は、次の場合に招集します。 ① 会長が必要と認めたとき。 ② 役員3分の1以上の要求があったとき。 (3) 副会長が丁目の班長会議を開く場合は、副会長は会長に会議の目的を説明し、会長の承認を得て会議を行うことができます。副会長は、会議内容の報告を、翌月の役員会に文書で報告します。</p>	<p>(1) の「相談する」を「相談します」に変更する。</p>
第27条	班長・副班長・組長・防災防犯委員の役割と選出	<p>(1) 班長は、班を代表して副会長と連絡を取り、組長さんと相談し活動します。必要に応じて組長会議を開いてください。 (2) 班長は任期1年をお願いしていますが再任できます。交代する場合は、「班内役員届」を町会事務所に提出してください。 (3) 各班は、班長、副班長、組長、防災防犯委員(班長兼務可)を決め、「班内役員届」を町会事務所に提出してください。班内で会計担当を決めている班は、報告書の記入欄に記してください。 (4) 副班長は班長を補佐してください。 (5) 防災防犯委員の仕事は、「丸山町会防災防犯に関する運営規程」にもとづいて、各丁目の副会長の指示のもとに、防災防犯活動を行います。 (6) 班長、副班長、防災防犯委員が交代した時は、すみやかに「交代報告書」を町会事務所に提出してください。</p>	<p>変更なし。</p>

第28条	会員による役員解任の手続き	<p>(1) 会長、会計、監事の解任および副会長、一般役員の解任を求める会員は、解任理由を記した自書式の書面（連名可）を会長あてに提出します。（書式は問いません）</p> <p>(2) 受理した会長は、副会長 1 名を責任者とし、複数の調査委員を任命し、調査委員会をつくります。</p> <p>(3) 調査委員会は、速やかに解任理由の調査を行い、調査の結果を会長、役員会に報告します。</p> <p>(4) 解任の「可・否」を決定する役員会は、当該役員出席のもと役員の過半数の出席で成立し、解任を決める場合は三分の二以上の賛成を必要とします。</p> <p>(5) 提出した会員には、役員会の決定結果を知らせます。</p> <p>(6) 解任を決定した場合には、全会員にも知らせます。</p> <p>(7) 調査期間中、当該役員は職務の執行はできません。</p> <p>(8) 解任は、決定日をもって決まり、次の総会で報告します。</p>	<p>(8) 解任は、役員会で決定し次の総会に報告します。</p>
第29条	役員会による役員の解任	<p>(1) 役員が、役員としてふさわしくない行為があった時は、役員は個人の責任で会長宛に解任理由を記した書面を提出します。</p> <p>(2) 会長は、副会長 1 名を責任者とし、複数の調査委員を任命し調査委員会を作ります。調査委員会は、速やかに調査を行い、会長に結果を報告します。</p> <p>(3) 会長は、調査結果を役員会に報告します。解任する場合は、当該役員出席のもと、役員会は過半数の出席で成立し、解任には三分の二以上の賛成が必要です。</p> <p>(4) 調査期間中、当該役員は職務の執行はできません。</p> <p>(5) 解任は、決定日をもって決まり、次の総会で報告します。</p>	<p>(5) 解任は、役員会の決定日をもって決まり、次の総会で報告します。</p>

第30条	役員 の 辞 任 ・ 欠 員	<p>任期途中で役員 の 辞 任 ・ 欠 員 が 生 ま れ た 場 合 は 、 そ れ ぞ れ の 役 員 の 選 出 規 定 に 基 づ い て 、 次 の 対 応 を し ま す。 (1) 会 長 の 場 合 は 、 会 則 第 11 条 に も と づ き 、 あ ら か じ め 会 長 が 指 名 し た 順 序 に よ っ て 、 副 会 長 が 職 務 を 代 行 し ま す。 会 計 、 監 事 の 場 合 は 、 役 員 会 が す み や か に 後 任 者 を 決 め 、 職 務 を 遂 行 し ま す。 (2) 会 長 、 会 計 、 監 事 の 残 任 期 間 が 1 年 を 超 え る 場 合 は 、 次 の 総 会 に む け て 選 出 手 続 き を 行 い ま す。 (3) 副 会 長 の 場 合 は 、 会 長 が 招 集 す る 該 当 丁 目 の 役 員 ・ 班 長 会 議 で 、 副 会 長 を 決 定 し ま す。 (4) そ の 他 の 役 員 は 、 当 該 部 か ら の 提 案 で 、 役 員 会 で 補 充 す る こ と が で き ま す。 (5) 後 任 役 員 の 任 期 は 、 前 任 者 の 残 任 期 間 と し ま す。</p>	一部変更。(1) 会 長 の 場 合 は 、 会 則 第 11 条 2 項 に 則 り ま す。 (会 則 に 同 文 が あ り 削 除)
第31条	防 災 部 会 及 び 防 犯 部 会 の 設 置	本 会 は 細 則 第 3 条 の (2) に 基 づ き 、 防 災 部 会 及 び 防 犯 部 会 を 設 け 、 防 災 防 犯 部 が 担 当 し ま す。 活 動 内 容 は 別 に 定 め る 「 丸 山 町 会 防 災 防 犯 に 関 す る 運 営 規 程 」 に 則 り ま す。	条 文 削 除。 細 則 23 条 で 規 定 し て い る。
第32条	宿 泊 可 能 避 難 所 運 営 へ の 参 加	<p>(1) 災 害 時 に は 船 橋 市 の 決 定 で 、 丸 山 区 域 に 「 宿 泊 可 能 避 難 所 」 が 設 置 さ れ ま す (丸 山 小 学 校 、 法 典 東 小 学 校 、 丸 山 公 民 館)。 (2) 避 難 所 が 設 置 さ れ る と 、 船 橋 市 職 員 、 施 設 管 理 者 、 避 難 者 、 丸 山 町 会 の 4 者 で 「 避 難 所 運 営 委 員 会 」 が 組 織 さ れ ま す。 町 会 の 参 加 は 、 運 営 委 員 会 の 活 動 に 町 会 の 「 避 難 所 運 営 マ ニ ュ ア ル 」 に 則 り ま す。</p>	<p>全 部 書 き 換 え (1) 災 害 時 に 丸 山 町 会 は 、 船 橋 市 か ら 丸 山 小 学 校 の 担 当 と 決 め ら れ て い ま す。 (2) 「 町 会 の 参 加 は 、 運 営 委 員 会 の 活 動 に 町 会 の 『 避 難 所 運 営 マ ニ ュ ア ル 』 に 則 り ま す 」 を 「 避 難 所 運 営 へ の 参 加 は 、 町 会 の 『 避 難 所 運 営 マ ニ ュ ア ル 』 に 則 り ま す 」 に 変 更 す る。</p>
第33条	防 犯 カ メ ラ の 設 置	町 会 区 域 内 に 防 犯 カ メ ラ を 設 置 し て あ り ま す。 防 犯 カ メ ラ の 管 理 ・ 運 用 は 、 別 に 定 め る 「 防 犯 カ メ ラ 設 置 お よ び 管 理 ・ 運 用 要 項 」 に 則 り ま す。	変 更 な し。
第34条	稟 議 書	<p>(1) 町 会 の 決 裁 方 法 と し て 、 役 員 会 決 定 に よ ら な い で 処 理 で き る 事 項 に つ い て 、 会 長 を 決 裁 者 と し た 稟 議 書 決 裁 を 行 い ま す。 (2) 決 裁 状 況 は 、 役 員 会 に 報 告 し ま す。 (3) 別 途 定 め る 稟 議 書 運 営 規 定 に 則 り ま す。</p>	変 更 な し。
第35条	職 員	<p>(1) 本 会 の 事 務 を 処 理 す る た め 、 事 務 職 員 を 配 置 し ま す。 雇 用 に あ た っ て 、 別 に 定 め る 雇 用 契 約 を 結 び ま す。 (2) 事 務 職 員 は 、 町 会 が 雇 用 者 と な り ま す。 そ の 所 属 は 総 務 部 と し 、 部 長 の 指 示 を 受 け て 本 会 の 職 務 に 従 事 し ま す。</p>	(3) と し て 「 事 務 職 員 は 、 職 務 上 知 り 得 た 情 報 に つ い て は 、 守 秘 義 務 が あ り ま す 」 を 追 加 す る。

第36条	弔慰金及び見舞金	次に該当する場合は、町会として「弔慰金」、「見舞金」、「弔電」を贈ります。 (1) 本会会員が死亡した時 (2) 本会会員が、町会の管理する施設又は町会事業において負傷し、1カ月以上入院または自宅治療を要した時 (3) 役員、委員が在任中死亡した時は、弔電を送ります。 (4) 元役員が死亡しときは、会長の判断で弔電を送ることができます。 (5) 申請手続きは、別途定める慶弔規定に則ります。	「規定」部分を「弔慰金及び見舞金」を「慶弔規定」とする。 第37条の内容を(6)に追加する。 次に該当する場合は、町会として「お祝い金」「弔慰金」、「見舞金」、「弔電」を贈ります。 お祝い金 1、 お祝い金 (1) 出産祝い金 (2) 入学祝 い金(小学校) 2、弔 慰金・弔電 本会会員、役員、元役員が死亡した時 3、見舞金 4、役員退任記念品 5、申請手続きは、別途定める「慶弔規定」に則ります。
第37条	役員退任記念品	役員並びに委員が退任した時は、別途定める慶弔規定に則り退任記念品を贈呈します。	削除＝第36条に含める。
第38条	細則の改廃	この細則の改廃は、役員会の審議で議決します。	「役員会の審議で議決」を「役員会の審議を経て議決」に変更する。
第39条	その他の規定	(1) 本会は、運営細則の規定のもとに、町会の事業、運営に必要な規定などを定めます。 (2) 慶弔規定、自治会館の利用規定、防災・防犯に関する規程など、会員の皆さんの必要な規定等はお知らせします。	(1) 本会は、運営細則の規定のもとに、町会の事業、運営に必要な諸規定を定めます。 (2) 慶弔規定、自治会館の利用規定、防災・防犯に関する規程など、会員の皆さんが必要な規定等は、「広報まるやま」やホームページを通じてお知らせします。
第40条	会則等諸規則の解釈	会則第40条の規定にもとづき、会則、その他の会則にもとづく諸規則、総会や役員会の決議事項の解釈に疑問が生まれたときは、役員会がその解釈を決定します。	会則第40条の規定にもとづきを削除、
第41条	(備付け帳簿及び書類	本会の事務所には、会則、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。	削除＝同文の内容が、会則第41条で規定されている。

附 則	附則 本運営細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 運営細則一部追加、令和 3 年 2 月 14 日から施行する。 本運営細則は、令和 3 年 3 月 7 日から施行する。	
-----	--	--